

### もくじ

2 新年のごあいさつ、年頭のごあいさつ

4 第7回高校生絵のまち尾道四季展  
尾道賞・秀作紙上展

6 トピックス ほか

7 からの窓

市役所本庁舎等の電話の一時不通／市県民税・国民健康保険料・介護保険料の申告相談／道路交通法の一部改正／民生委員・児童委員の紹介 ほか

14 健康・福祉

高齢者の肺炎球菌ワクチン／休日当番医／JA尾道総合病院市民公開講座 ほか

16 子育て

乳幼児健診・相談・講習会／入学通知書発送／就学援助／就学支度資金・修学資金貸付 ほか

19 スポーツ

市民カローリング大会／みつぎ駅伝大会／いんのしま健康マラソン大会／向島駅伝大会 ほか

20 芸術・文化

図書館の催し／尾三地区フェスティバル／しまなみ映画上映会「小さいうち」／尾道市名誉市民 ほか

22 情報アラカルト

公民館団体登録利用申請受付／50歳からの地域デビュー応援講座／尾道市病院事業局公立みつぎ総合病院事務・理学療法士・管理栄養士募集／尾道市立夜間救急診療所臨時職員募集／パブリックコメント募集 ほか

27 相談

28 協働通信シリーズ⑳、カメラさんぽ

### 今月の表紙



2年に1度開催している「高校生絵のまち尾道四季展」は、7回目を迎えました。

表紙は県立尾道北高等学校に通う渡世可南子さんの油彩画「えきまえ」です。

尾道賞・秀作作品を4・5頁で紹介していますので、ご覧ください。

## 広島県LPガス協会尾道地区協議会と防災協定を締結



災害時にLPガスやガスコンロ・ガス炊飯器などを避難所等へ供給する防災協定を締結しました。

トピックス—Topics—

### 市長表敬訪問／敬称略



#### 第57回広島県科学賞受賞者

吉武太郎(高須小学校)

布袋屋果歩(久保中学校)



#### 第93回全国高等学校ラグビーフットボール大会出場

(平成25年12月27日～平成26年1月7日＝大阪府)

尾道高等学校ラグビー部



#### 第24回広島県高等学校放送文化コンクール県大会最優秀賞受賞者

【朗読部門】宇江涼香(尾道北高等学校)

#### 第28回全国高等学校文芸コンクール奨励賞受賞者

【文芸部誌部門】飯島萌乃(尾道北高等学校)

#### 第38回全国高等学校総合文化祭茨城大会出場

(平成26年7月27日～31日＝茨城県)

【詩部門】川本綾乃(尾道北高等学校)

【文芸部誌部門】西上あかり(尾道北高等学校)



### 水道管の凍結にご注意ください

寒さが厳しくなると水道管が凍結して水が出なくなることがあります。また、管が破裂してしまうこともあります。

#### ●凍結を防ぐには

寒さが厳しくなる前に市販の保温材や毛布・布などで水道管をおおい、ビニールテープを巻くなどの方法が有効です。毛布や布を使用した場合には、ぬれると逆効果になるので、ビニールをかぶせるなどしてください。

#### ●水道管が破裂した場合には

水道メーターのそばにある元栓(止水栓)を閉め、最寄りの市指定給水装置工事事業者か水道局へご連絡ください。

市指定給水装置工事事業者を調べるには、市ホームページ「サイト内検索」で「給水装置」と入力して検索してください。

☎水道局 (☎0848-37-8700)

水道局因島瀬戸田営業所  
(☎0845-22-0499)

### 犬は必ずつないで飼いましょう

広島県動物愛護管理条例で、犬の放し飼いは禁止されています。犬を飼う場合は市への登録や狂犬病予防注射はもちろんのこと必ずつないで飼いましょう。

#### ●飼い犬の散歩のマナーは

犬を散歩させる時や公園等で運動させる場合、必ず引き綱等でつないでください。また、飼い犬の糞尿は、必ず持ち帰って処理してください。

#### ●犬ねこの譲渡や迷子

犬ねこの譲渡の希望があれば広島県動物愛護センターへご相談ください。また飼い犬が迷子になった場合はそのままにせず、同センター、環境政策課か最寄りの警察へご連絡ください。

☎環境政策課 (☎0848-25-7430)

広島県動物愛護センター  
(☎0848-86-6511)

### 市役所本庁舎等の電話が一時不通になります

電話交換機の更新工事に伴い、代表電話を除いた市役所本庁舎および分庁舎の電話が一時不通になります。



日時 2月8日(土) 10:00~12:00  
2月22日(土) 9:00~17:00  
3月1日(土) 9:00~11:00

※上記の時間中にご用の人は、代表電話0848-25-7111へお電話ください。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

☎総務課 (☎0848-25-7332)

### 尾道税務署からのお知らせ

☎尾道税務署 (☎0848-22-2131)

平成25年分の確定申告の相談及び申告書の受付は  
【尾道税務署3階/9:00~17:00(受付9:00~16:00)】

●所得税及び復興特別所得税 2月17日(月)~3月17日(月)  
※還付申告については、1月6日(月)以降、相談及び申告書の受付ができます。

●消費税及び地方消費税 3月31日(月)まで  
※土・日曜日は受付は行っていませんので、ご注意ください。申告書は、郵送等又は税務署の時間外取受箱への投函により提出することができます。

※申告期限間近になると大変混雑しますので、お早めに申告へお越しくください。

年金説明会会場の開設日程  
【9:15~17:00(受付は9:15~16:00)】

●生口島地域  
日程 2月13日(木) 場所 瀬戸田市民会館

●因島地域  
日程 2月14日(金) 場所 因島市民会館

出張相談会場の開設日程  
【9:15~17:00(受付は9:15~16:00)】

●因島地域  
日程 2月26日(水) 場所 因島市民会館

#### 復興特別所得税が創設されました。

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

# 市県民税／国民健康保険料／介護保険料の 申告相談を行います～申告はお早めに～

市では、2月17日(月)～3月17日(月)まで、次頁の日程で申告相談を行います。

## 申告が必要な人は

今年1月1日現在、市内に住んでいる人のうち、前年中に次のような所得のあった人や所得控除を受けようとする人など

- 営業等、農業、不動産、配当、雑、一時などの所得があった人
- 給与所得者で、年末調整をしていない人やそれ以外の所得があった人
- 公的年金等の収入がある人で、それ以外の所得があった人
- 市県民税において医療費、社会保険料などの控除を受けようとする人

## 収入、所得がない人で、次のような人など

- 国民健康保険、介護保険の被保険者
- 所得課税証明が必要となる人

## 申告の必要がない人は

- 扶養に入っている人で、前年中に所得がなかった人
- 所得税の確定申告をする人
- 給与所得のみの人で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている人
- 給与所得または公的年金等のみの方のうち、源泉徴収票に記載されている内容から変更がない人

## 申告に必要なもの

- 印鑑(認印)
  - 所得の計算に必要な書類(営業等・農業・不動産所得のある人は収入と必要経費を計算した収支内訳書)、給与や公的年金等の源泉徴収票(原本)
  - 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金などの領収書・控除証明書
  - 障害者手帳等(障害者控除を受ける人のみ)
  - 医療費控除を受ける人は、次のものがが必要です。
    - ①医療費の領収書や購入した薬品名の記載があるレシート。
    - ②健康保険や生命保険などから医療に対する給付を受けた場合はその明細書。なお、①②それぞれの合計額をご自分で計算してください。
- ※予防接種や健康診断にかかる費用は医療費控除の対象になりません。

## 税務署への申告は

次の人は税務署または税務署主催の申告会場で申告してください。

- 確定申告が必要な人、青色申告をする人、住宅借入金等特別控除を受ける人、土地建物等や株式等の譲渡所得がある人など

## よくあるご質問

### ●社会保険料控除について

Q 保険料(税)納付済通知書兼口座振替済通知書が届きましたが、この納付済保険料は申告しなくても社会保険料控除を受けられますか。

A 窓口納付分や口座振替分の社会保険料は、申告しなければ控除されません。

納付済通知書は、確定申告や市県民税の申告で社会保険料控除を受けようとする人のために、社会保険料控除の申告額を確認するための資料です。窓口納付分や口座振替分に金額がある人は、申告することで、社会保険料が控除されます。特別徴収分のみ金額のある人は、申告しなくても市県民税については社会保険料が控除されます。また、次に該当する人は申告の必要がありません。

- ①既に所得税の確定申告や給与の年末調整などで控除を受けられている人
- ②申告をしなくても市県民税の所得割が非課税の人

### ●公的年金等を受給されている皆さんへ

Q 年金以外の所得が20万円以下であっても市県民税の申告は必要ですか。

A 市県民税の申告は必要です。

平成25年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告をする必要はなくなりましたが、市県民税は、原則としてすべての所得を申告する必要があります。なお、医療費控除などにより所得税の還付を受ける人は、確定申告書を提出することができます。その場合は、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下でも、すべての所得を申告する必要があります。



# 平成26年度 市県民税・国民健康保険料など 申告相談日程

相談時間 9:00~12:00、13:00~16:00

(次表で特に指定している場合を除く。)

**相談会場** 申告相談会場は次表のとおりです。混雑の状況によっては、その日の相談に応じられない場合があります。時間に余裕をもってお越しください。また、なるべく公共交通機関をご利用ください。

## ■尾道総合会場

申告相談会場	日程	対象地区
総合福祉センター ※1	2月26日(水)	全地域対象 (他の日程・会場で都合の悪い人を含む)
	2月27日(木)	
	2月28日(金)	
	3月3日(月)	
	3月4日(火)	
	3月5日(水)	
	3月6日(木)	
	3月7日(金)	
	3月11日(火)	
	3月12日(水)	
	3月13日(木)	
	3月14日(金)	
	3月17日(月)	

※1 市役所本庁では申告相談を行っていませんので、申告相談会場にお越しください。

## ■北部会場

申告相談会場	日程	対象地区
農村環境改善センター	2月19日(水)	木ノ庄町、美ノ郷町 (三成、猪子迫を除く)
	2月20日(木) 9:00~12:00	
原田公民館	2月21日(金)	原田町
河内公民館	3月3日(月)	午前:丸河南 午後:徳永、津蟹、福井
	3月4日(火)	午前:丸門田 午後:野間、今田、植野
上川辺公民館	3月5日(水)	午前:平木、大塔、菅 午後:仁野、大蔵、中原
	3月6日(木)	午前:白太、大町、岩根 午後:本、三郎丸
御調文化会館 2階	3月10日(月)	午前:公文、大原 午後:綾目、山岡
	3月11日(火)	午前:千堂、大山田 午後:下山田、大田
	3月12日(水)	午前:貝ヶ原 午後:神、高尾、国守
	3月13日(木)	市、花尻、平、釜窪、江田
	3月14日(金)	上記日程で都合の悪い人
	3月17日(月)	

## ■東部会場

申告相談会場	日程	対象地区
浦崎公民館	2月20日(木)	浦崎町
	2月21日(金)	
百島公民館	2月24日(月)	百島町

## ■向島会場

申告相談会場	日程	対象地区
サンボル尾道 ※2	2月17日(月)	向東町
	2月18日(火)	
向島公民館 2階 (市民センター) (むかいしま)	2月24日(月)	向島町
	2月25日(火)	
	2月26日(水)	
	2月27日(木)	
	2月28日(金)	
	3月7日(金)	
	3月10日(月)	
	3月11日(火)	
	3月12日(水)	
	3月13日(木)	
3月14日(金)		
3月17日(月)		

※2 今回から、向東町の申告相談会場はサンボル尾道となります。

## ■因島会場 (日程表の折込チラシは廃止しています)

申告相談会場	日程	対象地区
因島市民会館 ※3	7頁の「尾道税務署からのお知らせ」をご覧ください。	
重井公民館	2月17日(月)	因島重井町
三庄公民館	2月18日(火)	因島三庄町(2、3、5、6、7区)
	2月19日(水)	因島三庄町(1、4、8、9区) 因島棕浦町
中庄公民館	2月20日(木)	因島中庄町(釜寺、大山、室陣、天権、山口、光水、仁黒鹿浜、青影) 因島鏡浦町、因島外浦町
	2月21日(金)	因島中庄町(西浦、蘇功、丸池、徳永、新開)、因島大浜町
因島総合支所	3月10日(月)	因島土生町(安郷、荒神、長上、長下、宇和部、平木、塩東、一江ノ内、二江ノ内)
	3月11日(火)	因島土生町(塩南、塩北、赤上、新生、中央、郷、箱崎)
	3月12日(水)	因島田熊町(港、本町、中央、須鼻、西浜、金山)
	3月13日(木)	因島田熊町(竹長、西、中、東)
	3月14日(金)	上記日程で都合の悪い人
	3月17日(月)	

※3 税務署による相談となります。

## ■生口島会場 (日程表の折込チラシは廃止しています)

申告相談会場	日程	対象地区
瀬戸田市民会館 ※4	7頁の「尾道税務署からのお知らせ」をご覧ください。	
いきいきサロン 東生口	2月24日(月) 9:00~11:30	因島原町、因島洲江町
生口島開発 総合センター	2月24日(月) 13:30~16:00	田高根、荻、宮原、御寺
瀬戸田支所	2月25日(火)	名荷、林、鹿田原、沢、中野
	2月26日(水)	
	2月27日(木)	
	2月28日(金)	瀬戸田、高根、垂水、福田、港
	3月3日(月)	
	3月4日(火)	
	3月5日(水)	上記日程で都合の悪い人
	3月6日(木)	

※4 税務署による相談となります。

市市民税課(☎0848-25-7154・☎0848-25-7145)  
因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)

## 国民年金保険料の納付方法 ～2年前納(口座振替)が 始まります～

平成26年4月末の口座振替分より、割引額より大きな2年前納がご利用できます。

### メリット

- ◎2年間で1万4千円程度の割引になります
  - ◎2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象となります。
  - ◎口座振替をご利用することにより、納め忘れを防ぐことができます。
- ※2年前納は口座振替のみ利用可能です。  
※申込期限は毎年2月末までです。

### ☎三原年金事務所

(☎0848-63-4111)

## 20歳になったら国民年金～新成人の皆さんへ～

国民年金制度は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

### ■国民年金のポイント

#### ◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

#### ◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある妻」や「子」)が受け取れます。

### ■学生納付特例制度と若年者納付猶予制度

#### ◎学生納付特例制度

学生の人は一時的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

#### ◎若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の人で、ご本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

☎保険年金課(☎0848-25-7135)

## エフエムおのみち 12月15日、因島中継所開局 ～因島南部・生口島南部も放送エリアに～

FM79.4MHzで市政・防災情報や地域に密着したニュース等の情報を放送している

「エフエムおのみち」(尾道エフエム株)の放送エリアが広がりました。

☎秘書広報課(☎0848-25-7377)



### 「エフエムおのみち」で放送中の市政・防災情報番組等

#### ●インフォメーションおのみち(放送時間7分)

内容 行政情報や市イベント等に関する情報  
放送 (月～金) 7:50～、11:15～、18:50～  
(土) 9:50～、19:00～ (日) 9:50～、18:00～

#### ●おのみちライブ(放送時間5分)

内容 健診やごみ収集関連など市民生活に関する情報  
放送 (月～金) 10:00～、13:00～  
(土) 7:55～、13:55～ (日) 7:55～、9:45～

#### ●防災ステーション79.4(放送時間5分)

内容 防災啓発に関する情報  
放送 (月) 8:00～ (火) 11:25～ (水) 8:20～、20:55～  
(木) 11:25～ (金) 8:20～ (土) 9:45～ (日) 18:10～

#### ●防災情報ボックス(放送時間5分)

内容 市民の生活安全に関する情報  
放送 (月) 14:10頃～「潮風スタジオ79.4」(生放送番組)内でコーナー放送  
※その他、災害時に気象情報や避難に関する情報など、緊急防災情報を放送。

エフエムおのみちはインターネットでも聴くことができます。

## 道路交通法の一部が改正されました ～平成25年12月1日から施行～

### 改正のポイント

#### ①自転車の路側帯での右側通行の禁止

自転車等が通行できる路側帯は、道路左側のものに限られます。

#### ②制動装置に係る検査及び応急措置命令等に関する規定

ブレーキを備えない自転車等は警察官が検査し、走行を禁止させることができます。

また、これに応じない場合、「5万円以下の罰金」が科せられます。

#### ③無免許運転等に対する罰則の強化

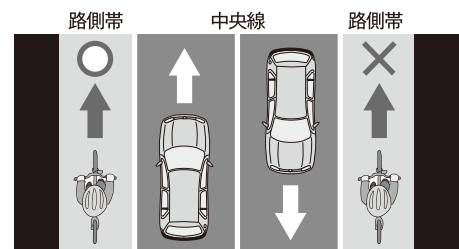
無免許運転や免許証の不正取得をした場合、「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」が科せられます。

#### ④無免許運転のほう助に対する罰則規定

無免許運転をする恐れがある人に自動車を提供し、提供を受けた人が運転した場合は、「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」、無免許運転であることを知りながら同乗した場合は、「2年以下の懲役または30万円以下の罰金」が科せられます。

☎総務課(☎0848-25-7216)

### 自転車は左側通行



**毎週金曜日は午後7時まで  
戸籍、住民票、印鑑、所得証明  
を発行しています**

**場所** 本庁市民課、因島総合支所市民生活課

**業務内容** 戸籍、住民票、印鑑、所得証明書の発行、パスポートの受取など  
※住所変更、パスポートの申請はできません。

**市民課** (☎0848-25-7102)  
因島総合支所市民生活課  
(☎0845-26-6208)

※所得に関する証明は発行できない場合があります。事前に担当課へご確認ください。

**収入課** (☎0848-25-7172)  
因島瀬戸田税務係  
(☎0845-26-6227)

## 電子証明書の発行が必要な人はお早めに

e-Tax(国税電子申告・納税システム)等、公的個人認証サービスを利用した行政手続きを行う際に必要な「電子証明書」の発行を行っています。

**申請に必要なもの** ①住民基本台帳カード(所持していない場合は別途カード申請が必要)②官公署発行の写真付き本人確認書類[運転免許証(現住所と記載が異なる場合は事前に警察署での住所変更が必要)、パスポート、写真付き住民基本台帳カード等]

**申請場所** 本庁市民課、因島総合支所市民生活課、御調支所まちおこし課、向島支所しまおこし課、瀬戸田支所住民福祉課

**申請者** 原則本人申請(代理人の場合は即日交付不可。本人宛照会回答書を送付後、印鑑証明書と代理人の運転免許証等写真付き本人確認書類が必要)

**手数料** 500円

**有効期間** 3年間(住所、氏名等に変更があった場合は失効)

3月14日までの毎週金曜日は電子証明書の発行を午後7時まで時間延長します。

**実施日** 1月10日・17日・24日・31日  
2月7日・14日・21日・28日  
3月7日・14日

**実施場所** 本庁市民課、因島総合支所市民生活課

**市民課** (☎0848-25-7160)

電子申請書(公的個人認証) [HPhttp://www.jpki.go.jp/](http://www.jpki.go.jp/)

ICカードリーダーライター [HPhttp://www.jpki-rw.jp/](http://www.jpki-rw.jp/)

e-Tax(国税電子申告・納税システム)

[HPhttp://www.e-tax.nta.go.jp/](http://www.e-tax.nta.go.jp/)

## 清掃

～毎月1日は  
「門前清掃の日」です～

【旧尾道・御調・向島地区】 **清掃事務所** (☎0848-48-2900)  
【因島地区(原・洲江含む)】 **南部清掃事務所** (☎0845-24-0432)  
【瀬戸田地区】 **南部清掃事務所瀬戸田分所** (☎0845-27-0454)

### 休日のごみ持込受付は「1月26日(日)8:30～12:00」

※正しく分別して持ち込んでください。

施設名	備考	問い合わせ先
尾道市クリーンセンター	資源物・粗大ごみを含む	清掃事務所 (☎0848-48-2900)
南部清掃事務所	粗大・燃やせないごみ(不燃)を含む	南部清掃事務所(☎0845-24-0432)
瀬戸田名荷埋立処分地	生ごみを除く	南部清掃事務所瀬戸田分所(☎0845-27-0454) 【当日は☎0845-27-4810】

※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは、休日のごみ持込を受け付けません。

### 卓上用ガスボンベの出し方

鍋料理の季節となりましたが、使い終わった「卓上用カセットコンロのガスボンベ」は、中身を使い切って穴を開け、地域によって定められた収集日、収集方法で出してください。

旧尾道地域	資源回収の日(緑色の網袋)
向島町	かん類の日
御調町	資源ごみの日
因島地域	資源ごみの日
瀬戸田町	資源物(カン類)の日



※プラスチック製のふたは「容器包装プラスチック」へ出してください。  
※ガスが残っているか分からない場合は、屋外の・火の気の無い・風通しの良い場所で、カセットガスの先端を下にし、先端部をコンクリートなどに押し付け少しづつガスを抜いたのち、穴を開けてください。

### 2月11日(建国記念の日)は、 次の地域で燃やせるごみを収集します

旧尾道地域 (下記を除く地域)	燃やせるごみが 火・金曜日の地域
向島町	
御調町	
因島地域	
瀬戸田町	

※2月11日のごみ持込受付はありません。  
※燃やせるごみ以外の収集はお休みです。